

7 医 療

名 称	対象者及び内容	窓 □
自立支援医療	育成医療 身体障がい児(18歳未満)で、比較的短期間の治療(手術等)で障がいが改善されるものの治療費の一部を公費負担します。なお、医療機関が指定されています。	自己負担は原則として医療費の1割となります。ただし、世帯の所得水準に応じて1月あたりの負担に上限額が設けられています。
	更生医療 身体障がい者(18歳以上)が、障がいの程度を軽くし若しくは取り除き、又は障がいの進行を防いで職業及び日常生活の便宜を増すために必要な医療(関節形成術、僧帽弁置換術、腎移植術、肝移植術など)を給付します。なお、医療機関が指定されています。	
	精神通院医療 精神疾患の治療(デイケア、訪問看護、薬剤負担を含む)にかかる通院医療費の一部を公費負担します。なお、医療機関が指定されています。	障がい者福祉課
重度心身障害者(児)医療費助成	重度の心身障がい者(児)が、医療機関で診療を受けた場合の保険診療分について、自己負担金以外の費用を支払うことなく、医療サービスを受けることができます。ただし、市町村民税所得割 235,000円以上の方は助成対象外です。 ①身体障害者手帳1・2級 ②療育手帳Ⓐ～Aの2 ③精神障害者保健福祉手帳1級 65歳以上で新たに重度障害となった方は対象外となります。	
精神障害者医療費助成	自立支援医療(精神通院)を利用している精神障害者保健福祉手帳所持者に対し、医療費の自己負担を助成します。ただし、入院治療にかかる医療費は助成対象外です。	
後期高齢者医療	65歳以上 75歳未満の身体障害者手帳1～3級、4級の一部、療育手帳Ⓐ～Aの2、精神保健福祉手帳1・2級所持者は後期高齢者医療の対象となる場合があります。	保険年金課